

大月市耐震改修促進計画（令和3年3月改定）【概要版】

1. 計画の目的

大月市耐震改修促進計画は、市内の建築物の耐震化を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2. 想定される地震の種類・被害の状況

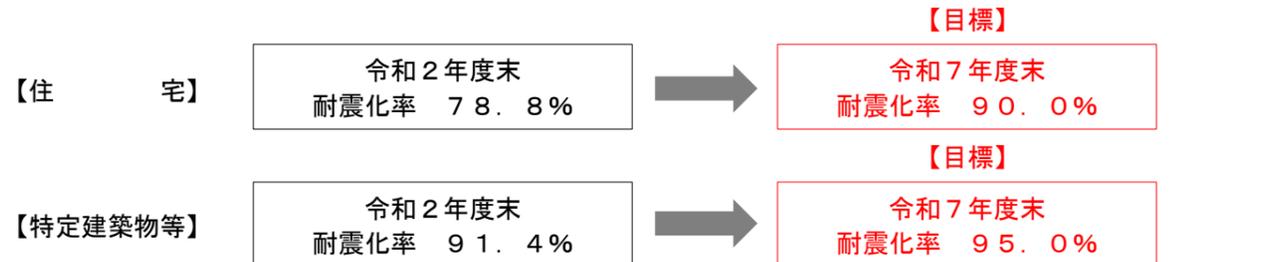
山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告（平成17年）によると、本市で想定される地震・建物被害の状況は、次のとおりです。

想定される地震	全壊	半壊	合計
東海地震	24	784	808
南関東直下プレート境界地震	25	112	137
釜無川断層地震	6	28	34
藤の木愛川断層地震	4,534	3,054	7,588
曾根丘陵断層地震	0	0	0
糸魚川－静岡構造線地震	0	0	0



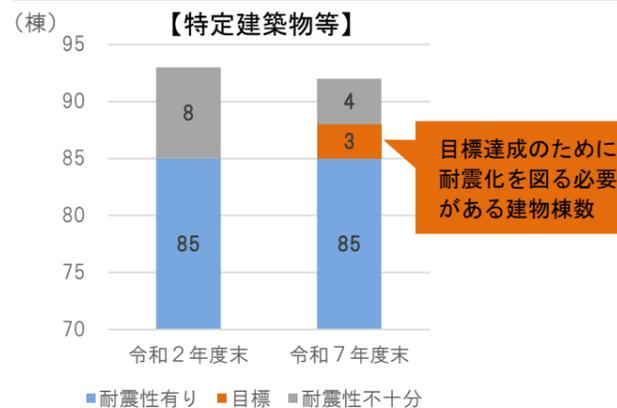
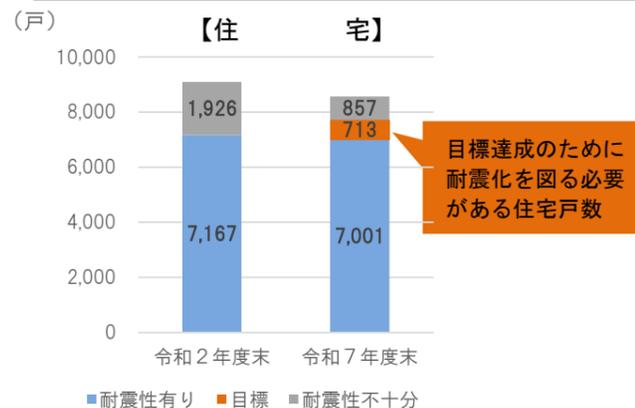
3. 耐震化の現状と目標設定

耐震化の現状を踏まえ、令和7年度末における耐震化率の目標を次のとおりとします。



○住宅の耐震化率の目標
令和7年度末における耐震化率の目標は90%とします。
そのためには、自然増に加え、施策の実施により713戸の耐震化が必要となります。

○多数の者が利用する特定建築物等の耐震化率の目標
令和7年度末における耐震化率の目標は95%とします。
そのためには、3棟の耐震化が必要となります。



4. 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策等



基本的な取り組み方針

- 住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題としてとらえ、建築士等の専門家の意見を聞きながら耐震化に取り組むことが不可欠です。
- 市は県と協力して住宅・建築物の所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。
- 建築関係団体等は、住宅・建築物の所有者等の相談に応じます。

耐震化を図るための施策の実施

地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

耐震化への環境整備

- ①専門技術者紹介体制の整備
- ②市民への住宅耐震化の啓発

所有者の費用負担の軽減

- ①木造住宅に関する支援策
耐震診断、設計＋耐震改修、設計＋建替
- ②避難路沿道建築物に関する支援策
耐震診断、設計、耐震改修、建替、除却

地震発生時に通行を確保すべき道路と沿道建築物の耐震化

- ①耐震診断の実施、結果報告の義務化
- ②結果の公表
- ③未実施者、未報告者への報告命令

相談体制の整備・情報提供の充実

- ①相談窓口の設置
耐震診断・耐震改修、リフォーム
- ②パンフレットの作成・配布等
ホームページの活用、パンフレット等配布による情報提供

地震時の安全対策の推進

- ①地震発生前の対策
 - ・ブロック塀等の転倒防止対策
 - ・ガラス・天井の落下防止
 - ・エレベーターの安全確保
 - ・家具等の転倒防止
- ②地震発生後の対策
 - ・被災建築物応急危険度判定制度に基づく判定実施本部等を設置
 - ・県に対し被災建築物の判定活動を要請

自治会等との連携

- 各自治会との連携による地域ぐるみでの意識啓発・情報提供
出前講座、戸別訪問

その他必要な事項

- ①県、市町村、関係団体による体制の整備
- ②市内での耐震化促進体制の整備

地震に強いまちづくり